

1. 件名：東海発電所原子炉施設保安規定変更認可申請に係るヒアリング（1）
2. 日時：令和5年8月3日（木）10時30分～11時30分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部審査グループ  
実用炉審査部門  
塚部安全規制調整官、寺野管理官補佐、福原管理官補佐、宮嶋安全審査官  
  
日本原子力発電株式会社  
廃止措置プロジェクト推進室 部長 他5名
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. その他  
提出資料：  
資料 1-1 東海発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の概要  
資料 1-2 東海発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 補足説明資料（保安規定変更内容）  
資料 2 東海発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 補足説明資料（実用炉規則及び保安規定審査基準への適合性）

以上



時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の宮嶋です。ただいまより、東海発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の概要についてのヒアリングを始めさせていただきます。
0:00:10	日本原子力発電より資料に基づいて説明のほど、よろしく申し上げます。
0:00:17	日本原電の新保です。まず資料の確認をさせていただきます。資料三つありまして、資料 1-1、パワーポイントのA4 横のものです。
0:00:30	この辺が
0:00:33	東海発電所原子炉施設保安規定変更認可申請の概要。
0:00:38	資料 1-2 として、
0:00:41	東海発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書補足説明資料、
0:00:47	6 番規定の変更内容です。
0:00:49	日比を 2 として、
0:00:51	東海発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書を補足説明する。これは実用炉規則及び保安規定、
0:01:01	審査基準への適合性。
0:01:04	基本 3 部でございます。
0:01:07	それではまず、資料 1-1、変更認可申請書の概要の方から説明させていただきます。
0:01:16	メッセージをめぐっていただきまして、
0:01:19	本指定変更概要。
0:01:23	1 から 4 までありまして、まず 1 の方が、東海は第 2 発電所ですね。
0:01:30	こちらの発電用原子炉施設設置変更許可申請内容の反映と、
0:01:36	いうことで、
0:01:37	東海発電所で反映が必要と。
0:01:42	なりました。三つの項目、地震津波竜巻発生時の、
0:01:48	資機材の管理職超過要因、
0:01:51	消火活動を行うための資機材、
0:01:54	そちらについて変更いたします。
0:01:57	2 として周辺監視区域、
0:02:01	3 として、原子炉した原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う、
0:02:08	4 として記載の適正化でございます。
0:02:13	2 ページにいてもらいまして、保安規定の変更概要。
0:02:17	四分の 1、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:19	東海第 2 発電所原子炉施設設置許可変更申請内容の反映ということで、
0:02:28	①から③までございます。
0:02:30	①が、事象津波竜巻発生時に、東海第 2 発電所の保安のために必要な施設の総会またはアクセスルートが、
0:02:40	通行不可とならないよう、
0:02:42	排泄中に使用する資機材車両及び、
0:02:46	排出中に発生する廃材の管理を追加する。
0:02:51	試算表の丸井。
0:02:53	ですが、
0:02:54	この対応として、
0:02:56	保安規定の第 16 条、
0:03:00	廃止措置中の受信火災発生への対応。
0:03:04	第 4 項に、
0:03:06	その条文を追加。
0:03:09	②として初期消火活動を行うようについて、
0:03:13	東海第 2 発電所の件を削除し、東海発電所専属の、
0:03:18	所長嘉陽委員。
0:03:19	そうするとともに
0:03:22	要員数の見直しを行います。
0:03:25	③として、初期消火活動を行うために開示する資機材、
0:03:30	これについて東海第 2 との共用を削除して、
0:03:34	東海発電所製品をするとともに、
0:03:37	化学消防自動車に関して動力障防法は、
0:03:41	いうことに変更する。
0:03:43	この表の、
0:03:45	②③ですね。
0:03:46	本規定の第 16 の第 2 項、
0:03:50	ここを変更いたします。
0:03:53	リレーションラインについては、
0:03:55	41 名以上、
0:03:57	東海第 2 発電所線。
0:04:00	付けたものを元に、
0:04:02	あと化学消防自動車東海第 2 発電所と共用と。
0:04:07	清さん、喜多所C動力消防ポンプ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:11	並行する。
0:04:15	3 ページ目に行っていました、
0:04:19	周辺監視区域図の変更。
0:04:23	東海第 2、
0:04:24	自転車の安全性向上対策工事の完了に伴い、
0:04:29	周辺監視区域図平方を行う。
0:04:33	ここは
0:04:34	現在東海第 2 発電所の安全対策工事。
0:04:38	へーこれーのために、並行して、
0:04:42	南側ですね。
0:04:44	周辺監視区域の、
0:04:46	南側を広げる変更をしております。この元に戻すという
0:04:52	ふうです。
0:04:54	4 ページ目です。
0:04:58	原子力規制委員会で設置法の一部施行に伴う変更。
0:05:02	新規性基準の施行に伴う、
0:05:05	いうことで、
0:05:07	関連条文、
0:05:09	警報を行います。
0:05:12	第 43 条の 2。
0:05:15	緊急作業従事者の選定と、
0:05:19	いうところについて、緊急作業を明確にするために、
0:05:24	注記を記載します。緊急作業等は、
0:05:28	法令に定める緊急時の線量限度が必要となる作業。
0:05:35	第 45 条地方を、
0:05:38	経路。
0:05:39	47 条通報、
0:05:41	48 条、非常事態の宣言。
0:05:44	49 条大きい措置。
0:05:46	51 条非常事態の
0:05:49	ソウノはい。
0:05:50	この部分に記載されてる非常事態という文言でこれを、
0:05:57	警戒事態がイトウでしょ。
0:05:59	あと特定事象、
0:06:00	これに分けて記載。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:03	同じく通報経路と記載してる部分について、
0:06:07	通報経路と連絡経路に分けて記載。
0:06:11	48 条については、
0:06:13	所長が非常事態または警戒事態を宣言した場合に、
0:06:18	廃止措置プロジェクト推進室へ報告する。
0:06:22	というのをについて、
0:06:26	5 ページですが、
0:06:29	記載の適正化。
0:06:30	こちらについて、第 4 条、
0:06:33	ベースマネジメントシステム、あと 16、
0:06:37	排水中の実習者サイトウへの対応。
0:06:40	47 条通報、この部分について、記載としては多くない。
0:06:48	10 ページですが、
0:06:56	福岡恵蓮様、フェイスウ施設抵抗とか申請内容の反映。
0:07:01	そこで、
0:07:02	東海第 2 での不審者の時に東海発電所に対応し、
0:07:07	はい。
0:07:10	では、
0:07:11	今回発電所の廃止作業。
0:07:15	これが、
0:07:16	東海第 2 発電所、重大事故内容に影響を与える可能性について検討をし、
0:07:23	東海発電所の
0:07:26	排水作業で使用する資機材、
0:07:28	または発生する廃材に対する管理が必要。
0:07:34	で、撮影、飛来物への対応として、
0:07:41	東海林発電所に影響を及ぼす可能性のある飛来物の発生を防止するために、
0:07:47	それを、
0:07:48	保安規定に規定して、QMS、
0:07:56	同じくアクセスルートへの影響、
0:07:59	こちらについても、
0:08:00	東海大に発生する重大事故等対応に、
0:08:04	影響を与えないために、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
 発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:06	当該発電所の排水作業できる資機材、または発生する犯罪に対する農業負担。
0:08:13	これが必要。
0:08:14	ということで、
0:08:16	こちらの運営管理について、保安規定に規定して、
0:08:21	上西。
0:08:25	排出である、そこから発電所の排出関連工事にあたっては、
0:08:31	東海第 2 発電所の重大事故等対応に、
0:08:35	可搬型設備の保管場所及び、
0:08:38	屋外アクセスルートに影響を及ぼさないよう、工事を、
0:08:43	運用管理をブレイクセンス根底に設定し、
0:08:47	CAMSっていう、
0:08:54	ページ、具体的な記載の変更がいい。
0:09:01	16 条第 4、
0:09:06	この変更がいい。
0:09:08	東海第 2 発電所の
0:09:10	設定効果申請の審査において、東海発電所に反映が必要な事故された。
0:09:17	船木ヒライ負担車両退避パン、
0:09:21	放射性廃棄物管理に対する条文を、
0:09:24	第 4 項に、
0:09:28	内容ですが、
0:09:30	勝マネージャーは、地震、津波、竜巻発生時に、東海第 2 発生しても保安のために必要な施設に住みたい。
0:09:38	またアクセスルートが通行不可とならないよう、
0:09:42	開設休止をする膝車両及び、
0:09:46	退職中に発生する廃材を、うん。
0:09:53	へえ。
0:09:55	対応ですが、そこに第 2 発電所の施設の相対アクセスルートの通行負担にならないよう、
0:10:02	快速中日をする伏在車両、
0:10:05	及び排水に発生する事態を管理する。
0:10:09	こういう形にして、実体的な対策については、
0:10:13	柘植です。
0:10:18	ページです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:21	初期消火要員の消火活動を行うための資機材です。
0:10:28	変更の経緯ですが、
0:10:30	東海第2発電所、
0:10:32	成功許可申請の審査において、
0:10:36	東海第2アスペリティに対しては、崩壊発生日の体制と別、原則別組織とすることをせず、
0:10:46	総会発電所、
0:10:49	自主評価体制を、
0:10:52	採用して、当該発電所単独で消火要員と、資機材を。はい。
0:11:01	東海発電所っていう、そっちの排出が強いので、
0:11:06	東海発電所内で保管、使用している可燃物量が大きく、
0:11:11	低減していることから、
0:11:13	火災発生リスクは小さいと考えますが、実際発生に至った場合に、
0:11:18	評価体制、
0:11:25	源泉東海発電所の可燃物の状況です。
0:11:30	予算状況。
0:11:34	原子炉建屋では、
0:11:37	油倉庫に入りドラム缶1本、
0:11:40	あと、
0:11:47	スポーツですね。
0:11:48	小磯。
0:11:51	フィックが300。
0:11:56	ん。
0:11:57	タケノヒガシです。
0:12:00	井清発電用の燃料さん。
0:12:02	ページは何か。
0:12:07	はい。
0:12:13	1050
0:12:15	4000、
0:12:21	いや、
0:12:22	発電所原子炉建屋以外に、
0:12:26	竹山、
0:12:28	ありまして、そこに移動するために、
0:12:34	ために、
0:12:35	秋谷。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:37	タイランド、あと2回の行為、
0:12:40	等に、
0:12:42	フィックが約500、
0:12:46	いや、1回、
0:12:49	戸牧室がありまして、
0:12:51	そこでドラム缶に入れた。
0:12:54	はい。どう圧縮するための、便利になって、
0:12:58	特に伊佐同意として71は、はい。
0:13:04	現状の東海発電所の
0:13:06	金光の、
0:13:08	感じ。
0:13:10	10ページで、
0:13:12	評価要因。
0:13:14	東海発電所で独立した食品とか井清心構築するということで、
0:13:21	要員に対して、
0:13:24	評価式
0:13:26	に、初期消火消化器、
0:13:30	抽象化は困難な状況で、
0:13:33	動力消防ポンプを使用した。
0:13:35	評価を行う場合の対応、配布する病院。
0:13:40	役割を確認して、
0:13:45	確認したといった、初期消火体制は詰めて、
0:13:54	ん。
0:14:00	21ページの八名。
0:14:05	役割は、
0:14:09	連絡責任者。
0:14:15	現場っていう
0:14:17	現場連絡責任者。
0:14:21	選定評価。
0:14:25	人間です。その後、4名。
0:14:31	消火器、屋外消火っていう、
0:14:34	使用しますが、
0:14:36	ポンプを引き受けをした場合に、
0:14:39	この4名、どういう役割。
0:14:44	先ほどおっしゃったように、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:46	5 本、
0:14:50	本市の判例。
0:14:52	伊沢委員。
0:14:55	14.8 名で、
0:15:06	週 2 ページに、動力ポンプで消火能力を伝えて、
0:15:13	現在廃止してる、
0:15:16	もう一つ、
0:15:21	等価発生所排出進捗に伴って発電所に保有してるカナダ、
0:15:27	整理、
0:15:29	それにみあった設備を入れ、
0:15:38	については、放水前、
0:15:41	参考に右側に佐賀消防自動車も書いてありますが、
0:15:49	消防ポンプの方が、
0:15:53	総合事業が 1.4。
0:15:58	が悪い。
0:16:04	どうせ、
0:16:05	2.336。
0:16:15	23 ページに、
0:16:19	消防ポンプの消火能力。
0:16:22	賄える。
0:16:29	想定したのがタービン建屋の内側の防火水槽を水源として、
0:16:33	最も高低差がある。
0:16:36	減少先や、
0:16:37	6 条の、
0:16:40	水源から最も遠い建屋であります。
0:16:43	少し機材倉庫、
0:16:45	ここで超過放水を行う場合に必要として、
0:16:50	これについて確認して、
0:16:57	原子炉建屋屋上で、
0:16:59	097MPa
0:17:02	という機材相当で、
0:17:04	098MPa、
0:17:06	に対して、
0:17:08	ポンプ、
0:17:11	という。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:14	に
0:17:21	14 ページです。
0:17:23	アンフェア薬剤。
0:17:26	技カセ 2 台使用しますが、
0:17:29	その薬剤。
0:17:33	様ですね。
0:17:35	これについて消防法施行規則 18 条第 2、
0:17:39	第 4 号、
0:17:42	DOSIRIS やっぱり欲しいビル 200 ミズタさん。
0:17:47	譲るから 15 分間恒設
0:17:51	ができる。
0:17:53	それで、
0:17:56	ムタが必要。
0:17:58	に限った。
0:18:09	最後です。
0:18:11	周辺監視区域変更。
0:18:16	関係第三次。
0:18:20	申し上げましたが、
0:18:22	今回スペースの安全に対する安全性向上対策工事の作業用地を確保するために、
0:18:29	周辺 3 市、
0:18:31	西尾示して 13 時。
0:18:34	これを変更しておりましたが、
0:18:37	工事完了に伴い、元に戻す平方を行います。
0:18:43	あと、東海第 2 発生し、
0:18:47	発展用原子炉設置傾向。
0:18:50	そっか、申請書、
0:18:52	こちらの図面に整合させるために、
0:18:56	ゲートを、
0:19:05	について、以上でございます。何かございます。
0:19:11	規制庁宮嶋ですけれども、資料 1-2 もしくは資料 2 についてって、ご説明される予定ありますか。
0:19:23	前例シンボです。
0:19:24	資料 1-2 については、
0:19:30	網羅されてますので、はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:34	次は、資料について、
0:19:38	資料 2 も通しで説明していただければと思います。
0:19:42	はい、わかりました。
0:19:44	資料 2 です。
0:19:46	補足説明資料として、
0:19:50	州の規則及び保安規定審査基準への適合性の確認をしております。
0:19:58	それ言って、
0:20:00	1 ページのはじめにと記載してありますが、はじめにの真ん中までは、
0:20:06	先ほど言った概要のことを、
0:20:09	記載してありますので、
0:20:11	本資料ではというところから、
0:20:15	本資料では、今回の保安規定変更認可申請の内容が、
0:20:20	一応発電を原子炉の設置運転等に関する規則、
0:20:27	JA第 92 本、及び、
0:20:31	廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準。
0:20:37	要求事項に適合する変更内容であること、または、要求事項に抵触しない変更内容であると説明
0:20:51	2 ページ 3 ページには、
0:20:53	期待をする。
0:20:55	へえ。優勝規則の抜粋。
0:20:59	保安規定審査基準の抜粋が記載されております。
0:21:06	4 ページです。
0:21:09	4 ページは、
0:21:12	本指定変更の概要、これについては、
0:21:15	先ほどの資料 1-1 で、
0:21:18	説明したことが記載してありますので、
0:21:21	そこは飛ばして 5 ページの
0:21:24	3 ポツですね。
0:21:27	保安規定審査基準の欲求事項に対する保安規定変更内容の設備。
0:21:33	本てにかかる
0:21:36	要求事項として、実用炉施設、
0:21:39	第 92 条第 3 項及び、
0:21:41	恩恵審査基準で要求される事項については今回変更するカウンセリング系との条文。
0:21:48	で対応してるか整理。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:51	今回の保安規定変更認可申請において、保安規定審査基準をする。
0:21:57	店舗でないよ。
0:21:59	ユフ変更内容であることを説明。
0:22:05	3 ポツ 1 です。
0:22:07	ホンセイ審査基準の要求事項に対する保安規定変更。
0:22:12	条文の整備。
0:22:14	時給オフ第 92 条第 3 項及び保安規定審査基準並びに本規定における、
0:22:22	本て審査基準要求事項に対して、直接的に対該当する内容の変更を、
0:22:29	3 ポツ、表に示す。
0:22:32	保安規定審査基準が要求する事項に対して直接的に、
0:22:37	該当する内容を変更するものについては変更するぐらいにありを記載して、
0:22:44	主要な
0:22:45	変更対象の項目として三田教授を含め、
0:22:50	それは、
0:22:52	3 年事業です。
0:22:56	左側に一応、
0:22:58	92 条、第 3、
0:23:02	その右に保安規定の新設、
0:23:07	今回変更する、保安規定上、
0:23:11	本っていうのを記載しており、
0:23:16	品質マネジメントシステムについて、今回新しい、
0:23:23	数字文章追記いたしますので、
0:23:26	こちらについては、
0:23:33	4 ページにつきまして、
0:23:36	へえ。
0:23:39	主要規則の例。
0:23:44	保全地域及び周辺監視区域の、
0:23:47	設定並びに立ち入り制限、
0:23:50	本件審査基準。
0:23:54	周辺監視区域を明示、全部足しているのが、
0:23:59	周辺監視区域、ヒラノ井清谷公的施設、
0:24:05	それに対して今回 31 条。
0:24:08	周辺監視区域であり、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:16	18 ページ。
0:24:18	非常に講ずべき所。
0:24:22	本件の審査基準で、爾見です。
0:24:27	緊急事態発生時を定めた地方競馬に従い、関係機関に通報することを定め、
0:24:36	本件の部分で 45 条に、
0:24:45	この、
0:24:47	結城先生が、
0:24:48	5 倍。
0:24:55	活動時、
0:24:59	該当する、48 条、41 ページ。
0:25:07	6 番ですね。
0:25:10	4、
0:25:11	緊急作業に従事させるために、
0:25:14	病院の選定です。
0:25:16	これについて、日本って 43 条に、
0:25:20	先生って、
0:25:24	うん。
0:25:33	非常時に応じて、そっちの
0:25:39	事象が収束した場合に、数字に対して了解です。
0:25:45	51
0:25:48	はい。
0:25:51	亭主変更しますので、
0:25:56	あと 15 分。
0:25:58	設計想定事象に対する発電を原則施設。
0:26:04	保全に反すると。
0:26:07	審査基準。
0:26:11	です。
0:26:13	はい。
0:26:15	金戸さん、消耗品、
0:26:18	うん。
0:26:19	強化または延焼の防止、
0:26:23	消防隊の
0:26:25	現場に到達する。
0:26:27	想定するまでに行う。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:31	決して本件、
0:26:46	10 ページで、
0:26:49	設計想定事象に対する、家庭用原子炉施設の保全に関する措置、
0:26:56	鶴見さん。
0:26:58	へえ。
0:26:59	中央の機能を維持するための査察を行うために必要は全然言った消防自動車です。
0:27:07	そういった放水証明。
0:27:11	線。
0:27:12	二つずつの資機材をしますとか、
0:27:15	その他必要な機能を維持するため、発想というニイツ規制体制を整備する。
0:27:22	シートフォーム系第 16 条。
0:27:25	配布の受診支えと発生対応、
0:27:40	審査基準の要求に対し、
0:27:42	経営の主体、
0:27:48	人工産の地域について、費用変更対象に項目として吸収
0:27:54	されて、
0:27:56	栗崎小貫と坂で歌えないように書いておけない。
0:28:02	いろいろ、
0:28:06	ポイントなので、
0:28:08	または本で審査基準を、
0:28:11	稲井先生、なんですけど。
0:28:21	記載内容は、
0:28:24	小さく、
0:28:33	トーマツに説明割愛して、
0:28:40	ページで、
0:28:43	左側に反映する実用炉規則、
0:28:47	右に保安規定の審査、
0:28:51	保安規定の
0:28:54	変更。
0:28:56	言うと、やっぱり、
0:29:02	スムーズ品質マネジメントシステムに関して、
0:29:08	ウワー。
0:29:10	文章について、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:13	性がありますが、
0:29:15	今回、二次文書として、火災防護計画要綱。
0:29:21	下から4番目。
0:29:24	こちらを新しく
0:29:28	制定いたし、
0:29:32	それに合わせて、ちょっとこの順番が、
0:29:36	バラバラでしたので、
0:29:40	UN総会後に、
0:29:43	順番を合わせて、
0:29:49	10ページ、13ページも、
0:29:52	今の続きの部分になります。
0:29:59	14ページです。
0:30:07	3-8です。
0:30:09	3地域保全地域及び周辺歳出設計ない。
0:30:14	これらについては、
0:30:19	フィーズ制限する。
0:30:24	全般、
0:30:27	最も、
0:30:29	今、
0:30:34	反省して、
0:30:35	いずれの、
0:30:40	修正する。
0:30:54	続いて15ページ。
0:30:58	14以上の場合に工事所長さん。
0:31:10	発生時は、ハダミギタ数合計で1杯。
0:31:21	40、50、
0:32:02	47条、
0:32:04	職員は経済自体が移行事象の発生または特定という発生について報告を受けております。
0:32:12	について、
0:32:24	審査基準。
0:32:28	ううん、金品が発生した場合、
0:32:32	体制を発令。
0:32:42	ん。
0:32:43	48条の異常事態宣言。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:49	兵
0:32:58	ん。
0:33:00	はい、斎藤次長。
0:33:12	分けて記載して、
0:33:15	設定。
0:33:19	整流した場合に、
0:33:21	解析してる。
0:33:31	については先ほど、
0:33:51	中部規則 14。
0:33:53	企業の場合に工事に関する、
0:33:57	審査、
0:34:00	場合に、
0:34:04	そこで、
0:34:12	従事させるために、
0:34:15	技術が、
0:34:17	本件、
0:34:18	休日作業。
0:34:20	そういうふうにつけて、
0:34:24	緊急作業は、法令に定める緊急時の線量限度が必要。
0:34:37	場合に早期発注。
0:34:41	事態が収束した場合に緊急時体制を解除することは定めなし、
0:34:52	または、
0:34:57	資料自体を、
0:35:10	15 です。
0:35:12	設計想定事象、重大事故等または大規模損壊だったり、
0:35:18	発電用原子炉施設の保全に関する措置に関する、
0:35:24	審査基準。
0:35:29	うん。
0:35:30	葛西委員。
0:35:32	そういう印象ボーリング。
0:35:35	調査または延焼ですか。
0:35:40	消防隊が佐々委員、現場に到着する。
0:35:47	で、保安規定の、
0:35:51	はい。
0:35:52	うん。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:53	笹井通り、	
0:35:57	うーん。	
0:36:00	超過要因っていうところを、19年、	
0:36:03	はい。	
0:36:08	うーん。	
0:36:09	消防自動車、	
0:36:14	並行して、	
0:36:16	あと4節で、	
0:36:19	さっきのメディアは実に津波発生時、東海林。	
0:36:24	二見必要な施設の集会またはアクセスルートを想定したという	
0:36:30	動きをする。	
0:36:35	すぐ入っちゃう。	
0:36:48		18
0:36:49	ページについては、	
0:36:53	配備するもの。	
0:36:57	と、	
0:37:03	続いて、本変更内容に対する、	
0:37:08	はい。	
0:37:22	第4報、	
0:37:25	本て上部変更ホームに書いてありまして、	
0:37:30	はい。	
0:37:51	効果発生解析。	
0:38:00	中に、	
0:38:04	排出時で、	
0:38:07	カセ、	
0:38:11	評価式	
0:38:31	印刷する。	
0:38:43	入ったり、	
0:39:03	すること。	
0:39:06	抵抗、	
0:39:08	要は、	
0:39:11	海田ウツミというのは、	
0:39:13	はい。	
0:39:27	変換し、	
0:39:34	規制してる。	

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:38	については、
0:39:41	計画の修正時点の、
0:39:54	13 ページ。
0:39:56	メンテシステム。
0:40:00	て整合性の説明で、
0:40:02	D本部において封水システム。
0:40:07	ミズタシステム文書化を行うことにより、
0:40:12	頼ってもいいですよ。
0:40:20	41 条に周辺サービスを設定して、38 ページを制限管理することを記載しており、法律で記載をするに、
0:40:48	うーん。
0:40:50	3、4K13。
0:40:54	水道については、
0:40:56	僕は、
0:40:59	ちょっと参考値、
0:41:01	製品、
0:41:04	向上対策工事終了後に給付率を変更する前に、急速に並行して、
0:41:12	今回の反省研究でも、認可申請という、
0:41:17	とって、
0:41:20	本規定変更認可申請書ミイとって、変更前の 1 ですかね。
0:41:30	さん。
0:41:35	資料 2 の説明は以上になります。
0:41:39	ございます。
0:41:40	規制庁の宮島です。ちょっと全体に関わることと、あと、東海第 2 の、今、申請されている保安規定変更認可申請、
0:41:52	との関連について、ちょっと全体的なことを質問させていただきます。
0:41:57	こちら、この東海発電所の
0:42:02	本規定の変更認可の申請にあたって、許可との整合性のことは説明されているんですけども、元田とたどれば、東海第 2 の方の許可の変更があり、
0:42:14	その許可事項を反映した保安規定の変更認可申請で、
0:42:19	そういう新変更があるんですけども、
0:42:23	あくまでも東海の許可に全部紐づいてそこからの逸脱はありませんよという説明と、今とらえましたが、それでよろしいでしょうか。はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:35	あとは、東海第2の方で、私もちょっとヒアリング参加させていただいたんですが、向こうの谷の方だと、藤周辺、
0:42:46	施設からの影響ということで、JAEAの施設等を評価していたと思います。
0:42:53	その中でチームの方からも指摘があった事項なんですけれども、
0:42:59	その東海第2の方の審査の内容として、隣接事業所東海発電所からの影響ということは、
0:43:10	おそらく東海第2のその審査資料作っていく時点では明確にその評価されていないで、
0:43:16	それーは、おそらく変更があると思っていますと、内容に説明する内容に変更があると思っています。そういう、そのような内容。
0:43:27	今後この東海の保安規定の審査資料等に反映する必要があると思っています、
0:43:34	そういうところの作業スケジュール等はどのように考えていますか。
0:43:41	東海第2発電所の審査、これも、
0:43:46	確認しながら、
0:43:48	必要な、
0:43:49	変更については随時、
0:43:51	並行していく予定です。
0:43:54	はい。規制庁宮嶋です。
0:43:57	先ほども宣言していただいた通り、東海第2の方を見ながらという審査になるのかなと。本件は、同時認可であり、
0:44:07	もともとは東海の許可事項の反映ですので、
0:44:11	特会の方を見ながらってところが大前提になってくるのかなと考えています。
0:44:18	細かい内容のはなCはここに多いかなと思っているんですがちょっと方針として、こちら辺、
0:44:25	ちょっと事実関係の確認させていただきたい事項が火災の関係で、
0:44:30	動力動力ポンプに変更します。もともと化学消防車動いていて東海第2と共用していました。今回東海第2の方、
0:44:40	の許可の時事項で火災のましようか。
0:44:45	はい。大祭、緊急時の対応のチームを別組織にし、しろという。
0:44:52	方針のもと、当会で特会で分けて、
0:44:56	10日、それぞれ、各々専属にしましたという変更がありまして、その初期消火等に使う消火機材も、おそらく、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:06	完全別個にするのでこういう書き方になってると思ってます。
0:45:11	この動力消火ポンプと新しく新設するものでしょうか。
0:45:16	元シンボです。その通りでございます。
0:45:20	はい。
0:45:21	化学消防車をもともと使われていたけれども今回新設の動力所消防ポンプにします。
0:45:28	いいですか。
0:45:30	全然ハバノその通りです。新設というかですね。
0:45:33	協力消防、
0:45:35	化学消防自動車も、
0:45:37	移動式の消火設備になりますが、動力消防ポンプと書いてありますが、設置するものではなくて、可搬型のポンプという形になります。
0:45:47	補足ありがとうございます。一応、はい。それで、可搬型の消防本部ということでわかりました。可搬型のほぼ本部で落とした理由として、かなり
0:45:59	出る水の量ってのは、相当落ちるもの 100 分の 1 ぐらいになるんですね。
0:46:05	いいよといった理由が廃止措置段階が進んで可燃物がないよというところで、具体的な数字を出していただいているんですが、
0:46:15	ちょっとこれで、
0:46:16	あとはポンプのヘッド圧力とかあとで揚力が十分ですよっていうところも示していただいているんですが、
0:46:26	ちょっとこれもともと
0:46:28	何でしょう、新設といい、本当に完全な審査、そ親切で作って納入したものの。
0:46:35	だとしたら、おそらく何かそういう評価とかっていうのは、どういう、どの時点化されるのかなっていうのを、
0:46:43	これからさらに検討して、必要な能力を確認して、それに見合うものを購入するという、
0:46:52	わかりました。規制庁宮島です。となるとこの認可されて火災防護方針っていうところが認可されると。
0:47:01	それでは応じて、
0:47:04	そっから発注してでは、
0:47:12	限定のハバノです。1 点だけちょっと補足させてください。流量、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:16	放水流量が 100 分の 1 というふうに、今ちょっとご説明いただきましたが、実際には、
0:47:23	こちらの、
0:47:24	パワーポイントの資料では、0.6 消防ポンプ 0.9 立米に対して、各消防庁舎これちょっと記載が見にくいですが、2.33 名、すみません、約二倍強。
0:47:35	あ、規制庁ミヤジマですね。はい。
0:47:39	補足ありがとうございますちょっとこれは、三町が行きました。
0:47:46	ありがとうございます。全体的に、
0:47:57	と、規制庁の手なのです。事実、何点かだけすいません細かい点も含めて確認させて確認したいんですが先ほど今ありました化学消防車の件なんですけど、これ、そもそも想定されていたのは、東海発電所の消火に当たる。
0:48:12	ものという理解ですか、そうじゃなくてもっと。
0:48:15	別々の戸谷東海林さんとかっていうところを想定されてたもん。
0:48:21	要するに、
0:48:22	性能が落ちたってところの理由は、
0:48:25	もう一度、改めて伺うと、どこなのか。
0:48:29	東海発電所で、
0:48:33	使用するのに、新しく設置する。
0:48:39	東海第 2 では使用しません。
0:48:43	各消防聞いたって何ですか各消防車は、これまでは、
0:48:48	要員の方を併任されてたので、設備もそういったところで使われてる高使われてなかったというところは、
0:48:55	いかがでしょうか。
0:48:56	元 0 シンボです。共用ですので、同じものを東海、東海第 2 で使用すると。
0:49:03	いうふうにしております。これまで今の括弧の規制庁ってなんです化学消防車っていうのは、東海と東海第 2 でそれぞれ形をしたものは、保安規定に書かれているということで、
0:49:15	今回東海だけで、江藤、
0:49:18	消防科学化学消防車に代わるものを使うのでサイズをそれなりに見直しましたっていう、
0:49:24	ということですね。はい、わかりました。ありがとうございます。その通りでございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:29	年齢は0点だけちょっと補足ですが、東海第2側はですね。
0:49:33	従来通り化学消防車を配備するというので考えております。
0:49:43	すみません非常に細かくて恐縮なんですけど、資料の2の中にあつてなんですと12ページ目の、今回新しく作られた作られたとか要項として起こされた化学防護計画要領なんですけど、これはこことこれまではどここの要領の中に溶け込まれてた。
0:49:58	また、
0:49:59	別にどういったところで、おそらく火災防護要領という火災に関する要領はあったと思うんですけども、それはそちらで精査し、
0:50:08	災害対策要領とか、そこら辺他の対応と、
0:50:15	まとめて記載されてたものを火災にとった人もいるんで、新しい
0:50:23	二次文書にする。
0:50:28	ありがとう。ありがとうございます。あとごめんとにすみません勉強不足で供試規制庁のテラノです。ページの15ページ目の、
0:50:36	47条のところ今回、II合計、
0:50:42	通報敬老。
0:50:45	に従ってというところの連絡経路または通報経路っていうふうにかかれて、変更されますということなんですけど明確にすることで、具体的にその
0:50:54	何か、
0:50:55	人と言っていないですけど、
0:50:57	そういったところにある。
0:50:59	現状で、
0:51:03	元シンボです。
0:51:04	現状で、
0:51:08	郡。
0:51:09	ところはございません。
0:51:14	これまでも、連絡経路アリマ。
0:51:18	これを具体的に、
0:51:21	記載した。
0:51:25	規制庁のテラノです。そうするとここについては、記載の変更、ごめんなさい理由記載変更の理由については、記載の適正化っていう理解ですかね木曾。
0:51:35	江藤局長が変わったことに伴う変更ではなくて記載の適正化をしましたといったところの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:43	今日の変更につきまして東海第 2 側で、
0:51:47	このように、和気というふうに、
0:51:50	しましたので、それに合わせて、東海発電所側でも、
0:51:54	分けて記載し、
0:52:06	あと 1 点すみませんちょっとこれ私の勉強また規制庁ってなんです全く勉強不足で恐縮なんですけどこういうふうに、今回東海第 2 側の保安後、東海発電所さんの側で具体的に
0:52:20	条文なり何なり起こして、担保するっていうことが、今回変更内容の一つに入ってるんですけど、こういうことでこれまで同じような、
0:52:30	事例みたいなものっていうのはあたりしますか。
0:52:35	現在のハママツですけれども、当時、2018 年に 1 棟に設置許可を受けてるんですけども、その中で、東海発電所として対応が必要な事項として 8 項目挙げられる。
0:52:47	ました。
0:52:48	例えばですけど、東海の排気塔短尺化。
0:52:53	ていうものがあるんですけど、これ当会の排気塔倒れて、等に影響を与えないように、短くしろとかっていうのがあったんですけど、こういった対応が 8 項目あります。
0:53:04	今大体終わってるんですけど、今回はそのうち 8 項目のうちの竜巻の部分と、まず車両退避と、廃棄物管理、
0:53:14	ここを保安規定に、
0:53:15	反映したというものになります。あともう 1 個あるんですけども、あと、緊対の関係ですかね、あと敷地図関係。
0:53:24	こちら側と残り残ってるんですけども、こちらは
0:53:28	今後廃止措置計画に反映して、またちょっと
0:53:31	申請し、手続きしたいなと思っております。以上です。
0:53:35	規制庁のテラノです。ありがとうございますってのは、
0:53:38	ハード的な面が大変例えばイトウて具体的でありましたけどこの保安規定で担保落とし込みっていうことは、これまでは、
0:53:49	ありました。
0:53:50	現在のハママツです。許認可関係で言いますと、例えば排気塔の短尺化になると、被ばくの評価の部分が変わるので、こちらは廃止措置計画に反映しております。
0:54:02	あとサービス建屋の減築っていうのも、同じくあるんですけど、こちらもこれは保安規定、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:09	管理区域図の変更したりとか、あと出席方水路の一部閉鎖もあったんですけども、こちらも廃止措置計画で対応したという実績があります。
0:54:20	以上になります。
0:54:32	議事録規制庁の。
0:54:34	フクハラですけども、
0:54:36	多分何度も説明いただいているかと思うんですけども2点、私の方から現状確認をさせてください。まず1点目なんですけども、ディーゼル発電機の軽油がまだあると思うんですけども、それはなぜ、経緯は、
0:54:51	まだ、要は電磁は何で生かしていますか。
0:54:57	原電の新保です。廃止になって、
0:55:01	もともと、
0:55:02	設置してあった非常用ディーゼル発電機、これについては撤去されて、燃料もありません。
0:55:10	それに代わるものとして、
0:55:15	関心使用する、バッテリーとか、そこら辺も
0:55:22	外部電源がなくなると、そのうち、してしまうので、
0:55:27	それを充電したり汎用ディーゼル発電機っていうのを、
0:55:31	現在運用しております。
0:55:34	外部電源がなくなって、
0:55:37	へえ。
0:55:42	9電、蓄電池、それが枯渇する前に、ディーゼル発電機を起動して、バッテリーに充電する
0:55:53	あとは、現在は、
0:55:56	運用してませんけど、
0:56:01	タケノ関係ですね、それを1だけ、
0:56:05	起動しようと。
0:56:08	いうための、
0:56:10	ディーゼル発電機です。
0:56:16	原子力規制庁のフクハラですけどもということは、例えばモニターの電源であったりとか、あと非常用照明であったりとかその辺に給電するための、
0:56:28	可搬型のデイジーの軽油がありますよと、そういう理解でしょうか。非常用照明っていうのは、現在ありません。
0:56:38	それ以外については、その通りでございます。
0:56:42	可搬型という。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:44	可搬にはなりません、汎用ディーゼル発電機と呼んでます。
0:56:52	はい。規制庁福原です。わかりました。あともう1点なんですけれども、火災に関してなんですけども、
0:57:00	トウ二等々書いそれぞれ独立して体制を組みますので、
0:57:08	なぜならば、同時発災、
0:57:10	を想定してますよということだと思ってますで、
0:57:13	同時発災ということは、どういうシナリオなのかなあ。
0:57:20	ていうのは、多分これも何度も説明いただいていると思うんですけども、例えば地震が起こって変圧器が火事になりますよと、そういう話かなと思ってらるんです。そういうことでしょうか。
0:57:31	元0シンボです。その通り同時発災を考えてますので、
0:57:39	余計となるのは、大地震、そういうものであろうと、想定しております。
0:57:47	はい。規制庁福原ですということは、シナリオというか具体的に想定してるのは、地震が起こって、同時発災で、火災が頭にも、
0:57:58	東海も火災が発生しますよと、なおかつただ東海発電所に関して言えば、
0:58:05	リスクがあるのは変圧器ぐらい。
0:58:08	ですよと。それを守るために、
0:58:11	24時間365日8名が滞在してます。
0:58:15	そういう認識ですけども、正しいでしょうか。
0:58:17	その当時は指揮8名が常駐しております。
0:58:26	元のハバノ少しちょっと補足させていただきます。
0:58:29	今回消火体制を見直した経緯をおっしゃられた通りですね、東海第2棟倒壊の同時発災が起きたときにそれぞれ独立した体制で対応できるということを、そういう体制を組むということが前提になってます。
0:58:43	特に東海第二側ですね。
0:58:46	大規模な災害、地震とおっしゃいましたが、地震以外にも竜巻とか、大規模な自然災害では災害が発生する。
0:58:54	そういったときに安全対策、
0:58:57	設備に対しての応募をしなければいけないということで、災害体制をしっかり確保しなきゃいけないと、一方でトーカイ側は
0:59:04	守る設備という安全対策というよりは、概ね火災が耐震対象になってくるんですが、東海側での火災、あと東海第2側での大規模災害での災害が同時に発災して発生したときに、
0:59:16	独立した体制で多く、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:20	当該側ですね、所火災についてはですね、やはり自衛消防組織、これまで、
0:59:26	兼務の体制でやってたんですけれどもそれを独立させた体制にして、
0:59:31	本部は1課一つなんですけど総務本部の本部長の指示のもとそれぞれの、
0:59:36	自衛消防組織が独立して消火活動を行えるというような体制を構築するということで今回見直し、
0:59:46	原子力規制庁フクハラつ理解しましたヒアリングですので議論はしません。事実確認だけをさせていただいたって、何で確認したかっていうと、
0:59:56	現実的な話として想定として、変圧器が延焼するのかなってというのがちょっと頭にちょっと現場の状況がわからなかったんで、
1:00:05	東海の変圧器が火事が起こってそれが頭に延焼するのかなあっていうのがあってその延焼を食いとめるために、八人が365日いきやいけないのかなっていうちょっと疑問があったんで、
1:00:17	聞いたというそういう形であの議論はしません。はい、ありがとうございます。私からは以上です。
1:00:26	すいません原子力規制庁のツカベです。すいませんちょっと、そもそもの話をお伺いしたいんですが、今回申請いただいたのは、
1:00:34	衛藤と岡田飯野、保安規定、
1:00:37	あちらの整備に伴って、こちらを変更するということだと思んですが先ほどご説明があったその緊対所の話とかまだ残ってるということだったんですが、
1:00:48	今後、このタイミングで申請されたい。
1:00:52	聞き取った後、
1:00:53	実際、これは施行は当然頭に合わせていくことになると思うんですけど、
1:00:59	その辺のお考えを少しご説明いただけますか。
1:01:05	版權連シンボです。
1:01:07	藤。
1:01:10	東海第2、
1:01:13	審査の反映として、今回変更するわけですが、東海第2発電所でも、保安規定を変更するというので、そのタイミング、
1:01:26	合わせました。
1:01:28	これは
1:01:29	東海発電所の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:33	規定類、
1:01:35	東海第2と、
1:01:37	ほぼ同じ、きて、
1:01:41	が多いのですが、
1:01:42	そちらの変更もありますから、
1:01:46	別々に、
1:01:48	変更し、変更時期が違うと。
1:01:51	規程類を二つ作る必要があると。
1:01:54	いうのもございます。
1:01:59	関して、鳥栖まだその他に、今後保安規定東海発電所側で保安規定の、
1:02:06	追加の変更がその通りの関係で申請を予定されている。
1:02:11	かというのはですね。
1:02:13	例年シンボです。保安規定に関しては、
1:02:18	この変更で、
1:02:20	だけです。先ほど言った
1:02:23	図面の変更とか、
1:02:25	緊急時対策所、そちらについては、廃止措置計画の方へ、
1:02:31	伴いたします。
1:02:38	はい。
1:02:39	確かに、多分、保安規定上は、
1:02:42	勤怠上に直接触れていないので、
1:02:45	日本語が引っかけからないので、衛藤。
1:02:49	基本的な保安規定の対応はこれですべて入っていますという認識をしつつ、
1:02:54	原燃シンボでその通りでございます。はい。ちょっとそれとすいません。申請書をちゃんと読むべきだったんですけど、今、
1:03:03	施工のところはどう書かれて、
1:03:07	特区で、
1:03:18	原電の幅野です。
1:03:20	施工のところはですね、
1:03:23	基本的には東海林と施工と同じ記載、今回の東海林野川の保安規定変更。
1:03:29	付則と同じ記載に合わせて、
1:03:31	考え方は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:32	三つありますけど一つは、原子炉規制委員会の委員会を受けた日から基本的に 10 日以内に施行するというのが全体的な話。
1:03:39	あと周辺監視区域図の変更を行いますけど、
1:03:42	こちらについては、やはり
1:03:44	保安規定の認可を受けた後にですね、実際に変更後の周辺監視区域境界に標識を設置した時点から、
1:03:52	接液をするというのでこちら東御側の保安規定と同じ内容。
1:03:57	あとそれ以外の徳田で書いてる。
1:04:00	第 4 条の品質マネジメント計画、
1:04:02	変更それから配送地中の地震火災、
1:04:06	等の発生への対応これ、自衛消防組織の、
1:04:10	見直しとか、それから竜巻津波竜巻地震の、
1:04:13	管理についての部分ですけど、こちらについては、
1:04:17	東海第 2 発電所の発電用原子炉に燃料体を装荷する前の、
1:04:23	時期における各原子炉施設に係る使用前検査、
1:04:27	それから使用前事業者検査が終了した以降に適用するというのでここも東海大の保安規定の、
1:04:34	施行と同じ記載に合わせて、
1:04:39	意味では各申請は完全に独立していて、その合わせに行かなきゃいけないのは
1:04:46	行政側が何かのタイミングを合わせる。
1:04:49	ことしか想定していないということです。
1:04:53	はい、そうです。審査、現在のハバノです。そうです。東海第二側と、
1:04:57	同じタイミングで審査をいただいて、認可の時期も、おそらく浦時期になるんじゃないかなというふうに思ったりは考えて、
1:05:04	施行時期も数、それを踏まえての記載をさしていただいております。
1:05:09	はい、わかりました。当然部署としても、次なので、それぞれ連絡をとりながら、
1:05:16	お互い確認しながらやろうとは思っています。ただちょっと、こちらのスケジュール感とあちらのスケジュールあちら本体の審査もあるので、
1:05:26	全くちょっと違うスケジュール感で動いてるかもしれないですね、もうヒアリングとか、
1:05:33	審査会合とかをどういう形でやるかというのはちょっと中でも、
1:05:37	そんなしなきゃいけないところかなと思ってるところです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:42	その上でちょっと中身について幾つかお伺いしたいのとちょっとお願い なんです、
1:05:48	今回
1:05:50	トモニ側の、
1:05:52	で約束してることを踏まえて、こちら、変更しますというところがいくつか あると思うんですが、ちょっと向こうで約束していることが、
1:06:01	文章化されているのであれば、
1:06:04	補足説明資料とかも含め、まとめ資料と、等も含めて、文章化されてい るので、
1:06:09	ちょっと補足説明資料に、その出典、
1:06:13	どういことを約束しているのかというのを、
1:06:17	与えて説明いただきたい。
1:06:19	ということと、
1:06:21	あと、初期消火のところは今回、
1:06:26	6 発電所、東海第 2 で分けられるということなんです但其の前後で、
1:06:32	どう変わるんですか。
1:06:34	前後の形で、
1:06:37	これで今行っていて、今後はこうなりますという形。
1:06:44	ご説明いただきたい。
1:06:49	コア等、これは 1 点確認なんです、先ほどの、
1:06:54	消火設備の話で、
1:06:59	性能維持施設には変更がない。
1:07:04	確か消火は消火器とかが、今、
1:07:09	廃止措置計画が書かれていて、直接は関係しない。
1:07:14	現 0 シンボでして、現状は、消火器評価線が性能維持施設になってお ります。
1:07:23	はい。わかりまして保安規定では、
1:07:26	書いている。
1:07:30	はい。
1:07:33	あと、資料 2 の方で、
1:07:38	お伺いしたいのが、
1:07:40	今回品質マネジメントシステム
1:07:43	12 ページ目とかで追加ということで、
1:07:46	説明を見ると、火災防護計画。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:50	要綱を設定するためということなのですが、今回、多分それ以外のものもかなり入れられているんですが、
1:07:59	このタイミングでここに入れるのは、
1:08:02	手続き上どういう意味なんでしょうか。
1:08:05	原電シンボでございます。
1:08:09	新しく追加するのは火災防護計画要綱のみでございます。
1:08:14	その他赤くなってるのは、
1:08:16	記載の順番をちょっと整理した。
1:08:19	いうところね。
1:08:21	了解しました。
1:08:23	そうずっと、じゃあタカノし、
1:08:25	付け方があるってこと、番号が変わったということで、
1:08:31	現在浜です。おっしゃる通りです。実際に内容の変更がどうなのは、
1:08:36	一つのアライカ細胞計画の部分のみです。
1:08:40	となります。はい。
1:08:43	あと今回非常時のところで、
1:08:47	警戒事態とか、特定事象とか、いう言葉が使われてると思うんですが、
1:08:54	確かに下、原災法に一部ひっかけるところはあると思うんですけども、本規定上で、
1:09:01	こういう書き方をしているのは、
1:09:05	どっか参考にされた保安規定があるっていうか、
1:09:10	どういう趣旨なんでしょう。
1:09:14	原電シンボです。
1:09:17	東海第2発電所側でこのような変更を行うと、東海第2発電所側では、先行してる電力、
1:09:29	見ながら、
1:09:30	変更を行っているということで、
1:09:35	縦に変わらない記載とはなってる。
1:09:40	考えております。
1:09:43	具体的に、
1:09:46	どこの電波の、すいません私があんまり詳しくないだけなのかもしれませんが、あまりその特定事象というような、
1:09:54	ワードが、
1:09:56	本規定に入ってるイメージがなかったんですが、
1:10:02	それもう、他電力先行のものを見て、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:05	こうされますと。
1:10:07	ということなんでしょうか。
1:10:10	全然主務です。
1:10:12	はい。その通りです。
1:10:16	県のハバノです。
1:10:20	先ほど新保が申し上げた通りこちらの東海第2の保安規定の変更等、変更をかけてるんですけども、他電力との比較をどう海田セガワでもされてると思うんでちょっとそちらを確認した上でちょっとご回答申し上げたいと思い
1:10:33	申し訳ございません。はい。わかりました。そうですね。
1:10:36	電子勝負書かれた場合、
1:10:38	特定事象は何ですかと、当然聞きたくなるので、
1:10:46	しかも今回、新規性基準
1:10:50	施行のためという理由付けかと思うんですけど。
1:10:55	具体的に、
1:10:57	このどこが説明したことをもってこの条文をいじられようとしているのか。
1:11:05	そもそもそれもちょっとわからないので、
1:11:09	後日でも結構なので、教えていただければと思います。
1:11:15	はい、承知しました。確認して、
1:11:17	ご説明させていただきます。
1:11:21	後最高なんですけど図面の話で、多分微妙には、
1:11:27	排泄計画の図面も変わるけれども、
1:11:32	排水、周辺監視区域はそもそも、
1:11:38	保安規定で定めているものであるし、大きくは変わらないので、今回は、
1:11:45	廃止措置計画の図面はいじりませんという趣旨と理解したんですけどそれでよろしいですか。
1:11:55	現在シンボです。
1:11:56	廃止措置計画の図面は、申請時点上示すというふうにされておりますので、
1:12:05	今回変更は必要ないと考えて、
1:12:10	はい、わかりました。
1:12:12	中身が変わって、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:15	必要であれば、当然聞いてるんだろうと思いますけど、ただそれはあくまで参考で、
1:12:21	添付でついているものなので、それでいいと思いますただ先ほどあった、
1:12:27	緊急対策所みたいなものが加わってシマ使いが、
1:12:31	この発電班東海発電所側で何か関連するのであれば、あの周辺下式図ではないのかもしれませんがまた、
1:12:38	変わるんだと認識しています。元0シンボです。その通りで、周辺監視区域、ズーは変わりませんが、
1:12:48	先ほど、
1:12:50	申し上げられた、
1:12:54	緊対所。
1:12:55	そうっていう変更ありますんで、その部分については、変更が必要と考えております。
1:13:02	変更の方法についてはこれから具体的に、
1:13:09	考えて年にしたいと考えており、
1:13:14	はい。
1:13:15	わかりました。ご質問は、
1:13:18	基本的には以上なんですけど、
1:13:21	ただ一方ちょっと、
1:13:23	審査をどう進めればいいのかということは、ちょっと中でも検討しなくてはいけないとっていて、特に
1:13:31	この2と進捗を合わせていくと、同じ内容も一部あると思いますので、
1:13:36	コアの中で、
1:13:38	ご相談しようと思っています。
1:13:41	ちょっと先ほどお願いしたようなところは話を準備。
1:13:45	例としていただいて、
1:13:48	安定していただければと思うんですがその審査会合とかをどうするかは、
1:13:53	ちょっとペンディングというか、
1:13:56	どっかのタイミングで、簡単にご説明いただくという可能性は、
1:14:00	あるとは思いますが、
1:14:02	ちょっとまだ決めて、中でも相談しないと。
1:14:06	出ない状態です。
1:14:09	以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:16	健全ハバノは承知しました。
1:14:20	江藤規制庁側から、
1:14:22	はきますでしょうか。
1:14:26	それでは、日本原燃さんの方から何か。
1:14:28	追加で説明等ありますか。
1:14:33	現在のハママツです。特にございません。
1:14:35	以上です。
1:14:37	はい、ありがとうございました。それではこれをもちまして、東海発電所保安規定変更認可申請に係るヒアリング終了させていただきます。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。